情報通信審議会 情報通信技術分科会（第 198 回）議事録

１　日時　令和８年９月３日（木）15:00～15:23

２　場所　Web 会議による開催

３　出席者

（１）委員（敬称略）

高田　潤一（分科会長）、長谷山　美紀（分科会長代理）、石井　夏生利、
伊丹　誠、井上　由里子、大柴　小枝子、加藤　寧、高橋　利枝、
丹　康雄、藤井　威生、増田　悦子（以上 11 名）

（２）専門委員（敬称略）

石上　忍（以上１名）

（３）総務省

＜国際戦略局＞

山碕　良志（国際戦略局長）

＜総合通信基盤局＞

荻原　直彦（総合通信基盤局長）、片桐　義博（総務課長）

・電波部

翁長　久（電波部長）、小川　裕之（電波政策課長）、

向井　ちほみ（電波環境課長）

（４）事務局

金子　創（情報流通行政局　情報通信政策課　総合通信管理室長）

４　議　題

答申案件

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR会議 対処方針」について

【昭和63年９月26日付け電気通信技術審議会諮問第３号】

開　　会

○高田分科会長　　ただいまから情報通信審議会第 198 回情報通信技術分科会を開催いたします。

本日は、ウェブ会議にて会議を開催しております。現在、委員 14 名中 11 名が出席し、定足数を満足いたしております。

初めに、先日、総務省幹部の皆様に人事異動があったと伺っております。事務局から御紹介いただけるということですので、よろしくお願いいたします。

○金子総合通信管理室長　　それでは、総務省における先般の人事異動において、新たに着任しました本会議に出席の幹部職員を御紹介いたします。本日は審議時間も限られていますので、申し訳ありませんが、簡潔に御案内いたします。

まず、国際戦略局におきましては、山碕国際戦略局長。

○山碕国際戦略局長　　よろしくお願いします。

○金子総合通信管理室長　　続きまして、総合通信基盤局におきましては、荻原総合通信基盤局長。荻原につきましては、公務により本日遅れての参加となるということです。申し訳ありません。

続きまして、片桐総務課長となります。

○片桐総務課長　　よろしくお願いいたします。

○金子総合通信管理室長　　以上です。

○高田分科会長　　ありがとうございました。それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申案件１件です。

議　　題

（１）答申案件

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR会議　対処方針」について

【昭和63年９月26日付け電気通信技術審議会諮問第３号】

○高田分科会長　　初めに、「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR会議　対処方針」について、電波利用環境委員会の石上主査代理から御説明をお願いいたします。

○石上主査代理　　承知いたしました。電波利用環境委員会主査代理を拝命しております東北学院大学の石上と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、CISPRの審議状況及び会議の対処方針につきまして、全文は資料198－１－２にありますが、スライド形式に概要をまとめました資料198－１－１に従って説明をさせていただきます。

まず、１ページ目を御覧ください。

CISPRとは、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波に関する許容値を定める国際規格を定めている国際機関であり、IEC（国際電気標準会議）の特別委員会という位置づけになっております。我が国は、２つの小委員会におきまして幹事を務めるなど、多くの貢献をしております。本年度のCISPR会議ですが、２の開催概要のとおり、11月９日から11月20日までの間、ドイツ・ハンブルクにて総会及び各小委員会が開催されます。ただし、Ｄ小委員会に関しましては、10月の６日から９日までの間、米国のオースティンにて開催されます。我が国からは、関係機関から計46名が参加予定となっております。基本的な対処方針は、例年と同様、無線通信に対する各電気電子製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、我が国の利益と国際協調を考慮して大局的に対処となっております。

続きまして、２ページ目を御覧ください。

２ページ目から、総会の課題とその対処方針についての御説明となります。

総会では、複数の小委員会に関する事項についての報告や審議が行われます。CD、CDVという用語に関しては、13ページの参考資料「CISPR規格の制定手順」を御覧いただければと思います。

では、早速ですけれども、この２ページ目の議題の１つ目になります。40GHzの放射妨害波についてです。現在のCISPR規格では、放射妨害波の許容値は１GHzまでのものが多く、高いものでも６GHzや18GHzとなっております。一方、保護すべき無線通信は、2020年に５Ｇ（第５世代無線通信システム）がリリースされたということで、高い周波数の利用が進んでいることから、40GHzまで拡張すべきという合意に基づきまして、各小委員会で検討が進んでおります。

対処方針といたしましては、現行の各エミッション規格における今後のGHz帯の放射

妨害測定法と許容値とも関連するため、関係する小委員会で協調して対処するとしております。

続きまして、３ページ目を御覧ください。

２つ目は、「測定装置数の増加」についてです。放射妨害源になり得る電子機器、具体的にはLED照明等の普及により、妨害源の密度が高まっているという状況を踏まえ、検討が行われております。対処方針といたしましては、新TR文書の推進状況に関する報告を聞き、意見があれば適切に対処する、また、多数の電子機器を設置した環境でのシミュレーション及び多数の電子機器が同一空間に存在する際の実環境試験結果の報告を聞き、意見があれば適切に対処するとしております。

続きまして、４ページ目を御覧ください。

３つ目は、「装置設置における迅速なエミッション確認法」についてです。CISPR規格における測定法では、基本的に装置の設置前に電波暗室やオープンサイトにおいて、放射妨害波を測定することになっておりますが、例えば大型の機器、太陽光発電用のパワーコンディショナーなど、非常に重量があったり大きかったりすると、電波暗室やオープンサイトで測定することが難しいです。そのため、装置の設置前後のEMC状態の評価のための簡便な測定方法のガイダンスを含む技術報告書の提案がありまして、ジョイントワーキンググループが設置され、測定法ガイダンスの技術報告書が議論されている状況です。

対処方針といたしましては、今後の進め方を確認した上で、近年、住宅地域で普及が進んでおりますリニューアブルエネルギー発電装置、具体的に言いますと太陽光発電システムのパワーコンディショナー等なのですが、そちらの高周波数のスイッチングレギュレーターからの無線波干渉評価に関わる課題であることから、我が国としても積極的に参画して課題の明確化に取り組むという対処方針となっております。

５ページ目を御覧ください。

４つ目が、無線機能を備えた機器の取扱いです。近年、Wi-FiやBluetoothを内蔵する製品が非常に増えておりまして、１つの機器の中に、意図的に電波を送信する無線部分と、電源回路、デジタル回路など非無線部分が共存している状態になっています。このために、どのエミッションをCISPRの規制対象とするかということが課題となっておりまして、特に無線部分と非無線部分のエミッションが相互作用して生じるCombination emissionsの取扱いや、意図的な送信や不要発射をその他の妨害波からどのように分離

するのかということが検討されております。こうした測定法に関する課題を整理するために、Ａ小委員会が主導して令和８年に合同アドホックグループJahG 10というのが設置されております。

対処方針といたしましては、本件は、全てのCISPR委員会に関わる事項であることから、関係する各小委員会で協調して対処する。また、日本からエキスパートが参画して対応していくとしております。

以上が総会の対象方針でして、６ページに参ります。

各小委員会の対処方針に移りたいと思います。

まず、６ページ目は、Ａ小委員会の審議状況と対処方針の説明のスライドになります。Ａ小委員会は、測定装置、測定法に関する基本規格を所掌しております。主な案件として「18GHzから40GHzの妨害波測定装置及び測定法」を挙げております。総会の対処方針にもありましたとおり、放射妨害波の対象周波数を40GHzまで拡大することが検討されており、Ａ小委員会では、CISPR16シリーズと呼ばれる各種測定法に関する規格におきまして、その周波数の拡大を検討しております。我が国からは、NICTやNTT等から数多くの寄与、貢献をしておりまして、対処方針といたしましては、委員会原案作成に積極的に関与するとしております。

続きまして、７ページ目を御覧ください。

Ｂ小委員会は、ISM機器と呼ばれる工業・科学・医療に関する装置や、電車からの妨害波に関する規格を所掌しております。主な案件の１つ目といたしまして、「CISPR11の次の改訂に向けた検討」を挙げております。

CISPR11第７版が令和６年２月に発行され、今後の作業課題といたしまして第7.1版を発行するため、電気自動車用ワイヤレス電力伝送、EV用WPTに充て、その他の課題に関しては、7.2版又は第８版を目指して、残りの課題を検討する段取りで進められております。

対処方針といたしましては、活動報告を確認し、個々の課題について問題点があれば指摘し、我が国の高周波利用設備制度等への将来の反映も考慮し、CISPR11規格の整備が進展するよう積極的に対処するとしております。

下段にあるCISPR37はIn situ測定法に関する新たに策定中の規格となっております。ISM装置のうち、大型装置や大電力の装置では、先ほど少しお話ししましたが、電力容量や装置重量の関係で、電波暗室で測定するのが非常に困難であるため、最終設置場所での測定を個別に行うということになっております。しかしながら、実際の設置場所での

測定は、周囲雑音の影響等で困難となっており、その測定法の見直しが行われております。IECの規格策定ルールとして、５年以内に国際規格とならなかったものは一旦廃止されますが、本件も５年以上かかってしまったということで最初から仕切り直しとなり、再度成立を目指すということが合意されております。

対処方針といたしましては、In situ測定法の許容値、測定手順の議論をリードするとしております。

続きまして、８ページ目を御覧ください。

Ｂ小委員会の続きになります。ここでは、先ほども申し述べましたEV用のWPTと空間伝送型WPTに関する検討を主な案件として挙げております。EV用WPTは、課題を５つのフラグメントに分割し、検討が進められております。

対処方針といたしましては、プロジェクトが早期に成果が得られる方向で計画推進に議論を集約させるよう努めるとしております。また、空間伝送型WPTに関しましては、公開仕様書PAS38が昨年４月に発行されました。対処方針といたしましては、PAS38の有効期限は２年であるため、継続させるか、CISPR11で統合させるかを本年の総会までに決定する必要がありましたが、IEC/ISO指令の改正で有効期間が６年に延長されることになりました。緊急の課題がないことから期限延長を支持するとしております。

続きまして、９ページ目を御覧ください。

Ｄ小委員会は、自動車、モーターボート等の妨害波に関する規格を所掌しております。主な案件といたしまして、「CISPR12、自動車の30MHz以上の放射妨害波測定」を挙げております。CISPR12第７版については、課題であった許容値は、製品グループごとに検波方式の相関係数を付与することとして、昨年７月に国際規格が発行されています。また、その次の第８版に向けた将来課題の議論も既に開始されており、我が国からの提案等をベースに検討が進んでおります。

対処方針といたしましては、第８版の将来課題については、日本提案を基本としてワーキンググループの議論が開始される予定ではありますが、今後も積極的な提案を行っていくとしております。

続きまして、10ページ目を御覧ください。

Ｆ小委員会は、いわゆる白物家電及び照明機器の妨害波に関する規格を所掌しております。主な案件といたしまして、「新規格CISPR14-3の検討」を挙げております。一般的にCISPRでは、工業環境で使用する機器に適用できる許容値をクラスＡ、住宅環境で使用

する機器に適用する許容値をクラスＢとしております。家電機器が対象のCISPR14-1では、クラスＢの許容値を規定しております。一方で、エアコンの大型化が進んでおり、住宅環境で使用しない大型機器の取扱いについての検討も進んでいるため、クラスＡ許容値を持つCISPR14-3を新たに作成する方針となっております。

対処方針といたしましては、CISPR14-1との適用範囲の棲み分け、CISPR14-1特有の許容値の適用などに矛盾がないことを確認し、我が国からの意見が反映されるように、必要に応じて対処するとしております。

続きまして、11ページ目を御覧ください。

Ｈ小委員会は、他の小委員会では所掌しない、その他の製品に対する許容値に関する規格、いわゆる共通規格を所掌しております。主な案件といたしましては、総会の対処方針でもありました６GHzから40GHzまでの妨害波許容値の検討を挙げております。５Ｇシステムが多様な通信モードを持つこと、妨害波源が高密度であること、妨害波の高周波化に伴う放射パターンの複雑化などが課題となっており、共通エミッション規格への導入に向けた作業が、ワーキンググループでの検討として開始されたところです。

対処方針といたしましては、FCC等の既存規格との整合性も考慮しつつ、明確な技術的根拠に基づく許容値となるよう、早期規格化を目指して対処を行うとしております。

最後に、12ページ目を御覧ください。

Ｉ小委員会は、パソコン等、情報技術装置やマルチメディア機器、放送受信機の妨害波に関する規格を所掌しております。主な案件といたしましては、それらの機器に関する妨害波規格である「CISPR32の第３版発行に向けた検討」を挙げております。現在、13項目の課題が検討され、WPTの許容値及び測定法や供試機器の電源ケーブル終端条件などについて検討が進められております。なお、VHF-LISNは、我が国で提案したものであり、家屋内の電源線を模擬し、電源インピーダンスを安定化させ、VHF帯域における放射妨害波測定の再現性を向上させる装置です。

対処方針といたしましては、VHF-LISNやAPD（振幅確率分布）関連について、最終規格化を推進するとしております。

以上、駆け足でしたが、CISPR会議の対処方針についての御説明を終わります。

○高田分科会長　　御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたらチャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

それでは、御意見、御質問ないようでしたら、定足数も満たしておりますので、本件は、答申書（案）、資料198－１－３のとおり一部答申したいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合には、チャット機能でお申出ください。

特にないようですので、資料198－１－３の答申書（案）のとおり一部答申することといたします。御説明いただきありがとうございました。

○石上主査代理　　ありがとうございました。

○高田分科会長　　それでは、この答申意見に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応について御説明を伺えるということですので、よろしくお願いいたします。

○荻原総合通信基盤局長　　総合通信基盤局長の荻原と申します。本日は一部答申をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

CISPR会議の対処方針につきましては、本日、御答申いただきましたとおり、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案するとともに、我が国の意見が国際規格の議論に貢献して、そして、我が国の利益と国際協調を最大限に実現できるように対処してまいりたいと思います。

高田分科会長、それから本日御説明いただきました電波利用環境委員会の石上主査代理をはじめといたしまして、委員の皆様、専門委員の皆様に重ねて御礼を申し上げます。また、引き続き御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○高田分科会長　　ありがとうございます。

以上で本日の議題は終了いたしましたが、委員の皆様から何かありますか。特によろしいでしょうか。事務局から何かありますか。

○金子総合通信管理室長　　ありません。

○高田分科会長　　ありがとうございます。

閉　　会

○高田分科会長　　それでは、本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局から御連絡さしあげますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。